2024年１月18日

埼玉県狭山市新狭山一丁目11番４号
株式会社大泉製作所
代表取締役社長　坪　勝彦

株式売渡請求に関する事前開示事項
（会社法第179条の５第１項及び会社法施行規則第33条の７に定める事前開示書類）

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第１項に定める特別支配株主である株式会社フェローテックホールディングス（以下「フェローテックホールディングス」といいます。）から、2024年１月18日付で、同法第179条の３第１項の規定により、当社の株主（但し、フェローテックホールディングス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をフェローテックホールディングスに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受領し、2024年１月18日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の５第１項及び会社法施行規則第33条の７に定める事項は以下のとおりです。

１．特別支配株主の名称及び住所

名称：株式会社フェローテックホールディングス
住所：東京都中央区日本橋二丁目３番４号

２．会社法第179 条の２第１項各号に掲げる事項（会社法第179条の５第１項第２号）

（１）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の２第１項第１号）

該当事項はありません。

（２）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の２第１項第２号、第３号）

フェローテックホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式１株につき1,300円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

（３）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の２第１項第４号）

該当事項はありません。

（４）特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の２第１項第５号）

2024年２月13日

（5）本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の２第１項第６号、会社法施行規則第 33 条の５第１項第１号）

フェローテックホールディングスは、本売渡対価を、フェローテックホールディングスが保有する現預金により支払います。なお、フェローテックホールディングスは、フェローテックホールディングスが 2023 年 11 月 13 日から 2023 年 12 月 25 日まで、当社株式に対して実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に係る公開買付届出書の添付書類として、2023 年 11 月９日時点のフェローテックホールディングスの預金残高に係る同月 10 日付残高証明書を提出しており、また、同日以降、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識しておりません。

（6）その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の２第１項第６号、会社法施行規則第 33 条の５第１項第２号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてフェローテックホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

３．本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項、本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第１号）

（1）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、フェローテックホールディングスによる本公開買付けの結果、フェローテックホールディングスが当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、本売渡株式を取得することにより当社をフェローテックホールディングスの完全子会社とし、株式を非公開化すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、2023 年 11 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。本公開買付け並びに本完全子会社化手続を含む本取引の目的及び背景の詳細は、当社が 2023 年 11 月 10 日に公表いたしました「支配株主である株式会社フェローテックホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうちフェローテックホールディングスに関する記載については、フェローテックホールディングスから受けた説明に基づいております。

（ⅰ）フェローテックホールディングスからの提案及び検討体制の構築の経緯

本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、2023年７月19日に、フェローテックホールディングスから、当社を完全子会社化することを目的とした本取引に関する意向表明書を受領いたしました。これに対し、当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、フェローテックホールディングスとフェローテックホールディングス以外の当社株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存することに鑑み、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かを確認することを目的として、フェローテックホールディングスから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を直ちに行いました。

具体的には、当社は、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③　当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023年７月27日開催の取締役会における決議により木場健夫氏（当社独立社外取締役）、磯巧氏（当社独立社外監査役、公認会計士、磯巧公認会計士・税理士事務所代表）、大村健氏（当社独立社外監査役、弁護士、フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士）の３名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、本取引における手続の公正性、取引条件の妥当性等について諮問いたしました（本特別委員会の委員の構成、具体的な諮問事項、検討の経緯及び判断内容等については、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③　当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。また、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には本取引に賛同しないことを決議しております。

さらに、当社は、2023年８月上旬、意向表明書の内容について検討するため、本取引に関して、当社及びフェローテックホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてＵ＆Ｉアドバイザリーサービス株式会社（以下「Ｕ＆Ｉアドバイザリーサービス」といいます。）、当社及びフェローテックホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所（以下「瓜生・糸賀法律事務所」といいます。）第三者算定機関として株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ（以下「ＫＰＭＧ　ＦＡＳ」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

また、当社は、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③　当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「（ｉ）設置等の経緯」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるＵ＆Ｉアドバイザリーサービス、第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳ及び当社のリーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥　当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、フェローテックホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

（ⅱ）検討・交渉の経緯

当社は、ＫＰＭＧ　ＦＡＳから当社株式の価値算定結果に関する報告、フェローテックホールディングスとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、瓜生・糸賀法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきました。

当社は、2023 年９月初旬、フェローテックホールディングスに対して、本特別委員会からの助言も踏まえ、当社がフェローテックホールディングスの中国子会社である上海申和傳感器有限公司（以下「ＦＴＳＳ」といいます。）を子会社化した上で当社主導により中国でのサーミスタ事業を展開し、フェローテックホールディングスが製造の自動化や営業面での支援をする協業形態がどのようにして実現可能であるか、当該協業が当社の企業価値の向上にどのように繋がるのか、フェローテックホールディングスが最終的には当社をフェローテックホールディングスの連結子会社とすることを目的として当社株式を対象とした公開買付け（以下「2022 年公開買付け」といいます。（注１））時点では当社の上場維持を前提としていたところ、完全子会社化に方針を転換するに至った理由といった内容を中心に質問を行いました。

（注１）2022 年公開買付けは、買付予定数の上限を 1,510,900 株（買付予定数に下限は設定しておりません。）、当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「2022 年公開買付価格」といいます。）を 1,300 円、公開買付期間を 2022 年６月 13 日から同年７月 25 日までとして実施しました。

これに対し、当社は、フェローテックホールディングスから、同月下旬上記各質問に対する回答を受領し、また、同旬、上記各質問に対する回答に対するフェローテックホールディングスへのインタビューを実施することにより、本取引の意義、想定される業務提携の内容等について協議を進めてまいりました。フェローテックホールディングスからの回答の内容については、下記「（ⅲ）当社の意思決定の内容」をご参照ください。

また、本公開買付価格については、当社は、フェローテックホールディングスから、2023 年 10 月 20 日に、本公開買付価格を 1,096 円とすることの提案を受けました。これに対し、当社は、同月 23 日、本公開買付価格については、当社作成の 2029 年３月期までの事業計画に基づき当社が想定している当社株式の価値に到底及ばないものであることを理由として、再検討の要請を行いました。さらに、当社は、フェローテックホールディングスから、同月 26 日に、本公開買付価格を 1,190 円とすることの提案を受けました。これに対し、当社は、同年 11 月２日、フェローテックホールディングスに対し、当社の財務予測を基礎とした当社株式価値に関する第三者算定機関の算定結果の見込み及び本特別委員会の助言等に基づき、公開買付価格を少なくともディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」）といいます。）により想定される評価額の範囲の下限値として現時点で想定される、概ね 1,300 円以上とすることが適切であるものと考えている旨、及び、2022 年公開買付価格との関係についても、フェローテックホールディングスが最終的には当社をフェローテックホールディングスの連結子会社とすることを目的として実施された 2022 年公開買付け及び当社が実施した第三者割当増資（以下これらを総称して「本連結子会社化取引」といいます。）において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護の観点から適切に考慮されるべきであると考えていることを理由として、フェローテックホールディングスの提示する公開買付価格は、当社が適切と考える価格とはなお乖離があると考えており、当社の財務予測及び 2022 年公開買付価格との関係等を適切に考慮した価格を提示するよう要請を行いました。さらに、当社は、フェローテックホールディングスから、同月６日に、当社の少数株主の利益及び本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護に十分に配慮し、最大限の増額を図った提案として、本公開買付価格を 1,300 円とすることの提案を受けました。これを受けて、当社は、同月８日、本特別委員会の助言等を踏まえ、同日以降の当社株式の市場株価が大幅に上昇するな

ど、取引条件の見直しを求めることが適切であると当社が判断した場合には見直しを求める可能性を留保しつつ、当該提案価格に応諾する旨を回答しました。

（iii）当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2023 年 11 月 10 日開催の取締役会において、瓜生・糸賀法律事務所から受けた法的助言、U＆Iアドバイザリーサービスから受けた財務的見地からの助言及びKPMG　FASから受領した 2023 年 11 月９日付株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（KPMG　FAS）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

当社グループは、COVID-19 による世界経済の混乱、市場環境の変化等を踏まえて、2021 年５月 14 日、2022 年３月期を始期、2024 年３月期を終期とする中期事業計画“挑戦 2023”（以下「当社事業計画」といいます。）を策定いたしました。当社事業計画における具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

a. 事業の成長・拡大

・親会社である株式会社フェローテックホールディングスとの協業により、新たな製品、技術及び事業分野の創出や同社が保有する中国市場での販売・マーケティングに係る経営資源を活用することで販売チャネルの拡大に努めてまいります。

・自動車部品事業：カーボンニュートラル社会の到来を見据えて電動化領域において、二次電池、ヒートポンプ、モーター用センサ分野を強化いたします。高品質かつ価格競争力のある製品の開発を推し進めるとともに、営業活動を強化いたします。

・空調・カスタム部品事業：主要取引先との良好な関係をさらに発展させるとともに、価格競争力を高めた空調用 VE 製品の拡販により ASEAN 地区を中心にグローバルでのシェアアップを図ります。

・エレメント部品事業：有望な成長市場である光通信用サーミスタの開発及び拡販に注力し、当社シェアを確保しつつ、その向上に努めてまいります。

b. 競争力の向上

・製造現場における工程改善を積み重ねるとともに、品質向上とコスト低減を図るべく全工程を対象として合理化・自動化のための設備導入を進めてまいります。

・グループ全体の最適化の観点から、生産効率の向上、原材料・資材の安定調達、物流コストの低減を図ってまいります。

・原材料やエネルギーコストが高騰する中、仕入先や購入ロットの見直しおよび効率的な稼働体制の構築に努めることで原価低減を実現してまいります。

・生産性向上に向けたコスト管理を強化するため、受注・生産・販売等の活動を一元管理できるデジタル化投資を進めてまいります。また、同時に情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

c. 組織・人材力の強化

・持続可能な組織体制の構築のため、人材の確保と育成に努めてまいります。

本連結子会社化取引以降、当社は、フェローテックホールディングスとの間で、当社がフェローテックホールディングスとの間で締結した 2021 年３月 24 日付資本業務提携契約（2022 年６月 10 日付資本業務提携契約の変更等に関する合意書による変更等を含みます。）による資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に基づく協業として、FTSSにおけるサーミスタ製造工場の立ち上げに関する技術

指導を行い、また、中長期を見据えた当社の構造改革を進めるべく、当社の人員効率化、営業力強化、製品開発力強化、製造の自動化、コスト削減、組織体制見直し、電気・水等の使用量削減といった取り組みを進めております。これらは、上記に掲げるa.事業の成長・拡大、b.競争力の向上及びc.組織・人材力の強化の観点から、いずれも重要な取り組みであるものと考えております。

一方で、当社においては、当社製品のブランド力・技術力や既存の国内顧客との長年にわたる取引関係といった優位性や強みがあるとしても、中国での事業展開にあたり主体的・主導的な役割を担うことは、マネジメント・経営管理に係る人員体制、及び、中国の潜在顧客（現地資本顧客）に対する販売ネットワークの不足等の販売力の観点から相当の事業上のリスクがあるのではないかとの懸念を有しており、当社の企業規模及び当社事業計画において掲げた経営数値目標の2023年３月期における状況（営業利益率の計画5.4%に対して実績2.5%）並びに2024年３月期における見込み（営業利益率の計画8.6%に対して営業赤字の見込み）等の直近の業績にも鑑みて多額の投資を行うことには更なる慎重な検討を要するものと考えておりました。

上記の当社の懸念に対し、本取引に関するフェローテックホールディングスからの提案内容及び本取引に関する質問に対する回答において、フェローテックホールディングスからは、本取引による当社の完全子会社化後においては、中国におけるサーミスタ事業に関し、概ね以下のようなフェローテックホールディングスの経営資源の提供を含めたサポートが得られる見込みであることが明らかになりました。

・ 中国におけるマネジメント・経営管理に関し、フェローテックホールディングスグループを構成する子会社の多くが中国に所在しており、フェローテックホールディングスには中国における子会社のマネジメント・経営管理の実績及びノウハウがあると考えられることから、幹部人材の供給を含めた当社の中国でのマネジメント・経営管理体制に関するサポートを得られることが見込まれます。
・ 販売ネットワークに関し、フェローテックホールディングスのサーモモジュール等の熱制御製品及びパワー半導体事業の顧客である中国のNEV（New Energy Vehicle）企業とのリレーションをはじめとしたグローバルネットワークを積極的に活用することにより、当社の高品質製品の販売強化に繋がることが見込まれます。
・ フェローテックホールディングスのサーモモジュール等については当社と顧客が重なることから、クロスセルによる販売増が見込まれます。
・ 資金調達に関し、フェローテックホールディングスグループは103,115百万円（2023年3月31日現在）の現預金に加えて資金調達余力を有していると考えられ、完全子会社化により構造的な利益相反関係が解消された場合には、当社の自動化や生産管理システム（MES、ERP）の導入による近代化投資に関してより柔軟かつ迅速な資金提供等の資金面のサポートを得られることが見込まれます。

以上のとおり、本資本業務提携の目的を実現させる上で、本取引により当社がフェローテックホールディングスの完全子会社となることにより、当社とフェローテックホールディングスの構造的な利益相反を解消し、フェローテックホールディングスグループの経営資源の更なる提供を受けることにより、中国におけるサーミスタ事業の実現可能性が高まる結果、当社の事業の成長・拡大、競争力の向上及び組織・人材力の強化を通じて、当社の企業価値向上に資するものと考えるに至りました。

なお、当社は、本連結子会社化取引の際には、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の可能性等の上場会社としてのメリットを享受するため、当社株式の上場を維持することを希望しておりました。しかしながら、当社は、本連結子会社化取引以降の市場環境の変化及び当社の直近の業績等を考慮すれば、

a. 事業の成長・拡大、b. 競争力の向上及び c. 組織・人材力の強化に対する更なる取組みの加速が急務であると考えてその方法を模索していたところ、フェローテックホールディングスから上記のとおり当社の完全子会社化を前提とする本取引の提案を受けて検討した結果、本取引により当社の企業価値向上が見込まれるメリットを享受するためには、当社株式の上場が廃止されることもやむを得ないと考えるに至りました。

当社がフェローテックホールディングスの完全子会社となり、当社株式の上場が廃止された場合には、株式の非公開化に伴う一般的なデメリットとして、資本市場からの直接的な資金調達を行うことができなくなるといったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになります。しかしながら、市場環境及び当社の直近の業績を考慮すると、当面の間エクイティ・ファイナンスによる効果的な資金調達は容易でないと考えられること、また上場維持するために求められる金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な開示体制への対応、上場維持に伴う各種費用（上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等）のコスト負担は年々増しており、フェローテックホールディングスの完全子会社となり非公開化することによってこれらに係る業務及びコスト負担を軽減できること、さらに上記のとおりフェローテックホールディングスグループからの柔軟かつ迅速な資金提供等の資金面のサポートを得られることが見込まれることにも鑑みれば、当社株式の上場が廃止されることによるデメリットは、上記の当社の企業価値向上が見込まれるメリットを上回らないものと考えております。

また、本公開買付価格については、当社は、2023 年 11 月 10 日、本公開買付価格である１株当たり 1,300 円は、当社及びフェローテックホールディングスから独立した第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳから取得した本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）によれば、本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）における当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限をいずれも上回っており、ＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること、2023 年 11 月９日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場における当社普通株式の終値 885 円に対して 46.89％のプレミアムを加えた価格、直近１ヶ月間の終値単純平均値 738 円に対して 76.15％のプレミアムを加えた価格、直近３ヶ月間の終値単純平均値 773 円に対して 68.18％のプレミアムを加えた価格、直近６ヶ月間の終値単純平均値 777 円に対して 67.31％のプレミアムを加えた価格となっているところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した 2019 年６月 28 日以降に公表され、かつ成立した連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例（マネジメント・バイアウトを除く。）50 件におけるプレミアム水準（平均値は公表日の前営業日に対するプレミアム率が 39.20％、過去１ヶ月間が 42.21％、過去３ヶ月間が 41.85％、過去６ヶ月間が 40.22％）との比較においても、相応のプレミアムが付されていると評価することができるものと判断したこと、かつ、2022 年公開買付価格との関係においても、本公開買付価格は 2022 年公開買付価格と同額であり、本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護の観点からも妥当性を有すると考えられることから、フェローテックホールディングスに対し、上記価格提示に応諾する旨を回答し、当社及びフェローテックホールディングスは価格条件について最終的に合意いたしました。

なお、当社が公表した 2023 年９月 27 日付「連結業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「本業績予想修正リリース」といいます。）に記載のとおり、当社は 2024 年３月期業績予想の下方修正を行っております。もっとも、当社は、同日の当社普通株式の終値 824 円との関係でもなお相応のプレミアム（同終値に対する 57.77％のプレミアム）が付されていると評価することができること、また、本公開買付価格に関する当社とフェローテックホールディングスとの間の協議が、主として当社の中長期的な収益力を

反映したＤＣＦ法に基づく算定結果及び2022年公開買付価格を参考にして行われたことに鑑み、当該下方修正が本公開買付価格のプレミアムを含めた本公開買付価格の妥当性に重要な影響を生じる事情とはいえないと考えております。なお、本業績予想修正リリース記載の業績予想の下方修正は、本取引の検討とは無関係に行われたものです。

上記の結果、当社は、2023年11月10日、本取引が当社の企業価値向上に資する最善の選択であると判断し、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。当該取締役会における決議の方法については、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑦　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2023年12月26日、フェローテックホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社株式3,884,335株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（1,450,500株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、フェローテックホールディングスは、当社株式8,606,335株（議決権所有割合（注２）92.95％）を所有するに至り、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注２）「議決権所有割合」とは、当社が2023年11月10日に提出した「第110期第２四半期報告書」（以下「当社四半期報告書」といいます。）に記載された2023年９月30日現在の当社の発行済株式総数（9,258,968株）から、当社四半期報告書に記載された当社が所有する同日現在の自己株式数（178株）を控除した株式数（9,258,790株）に係る議決権の数（92,587個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

このような経緯を経て、当社は、フェローテックホールディングスより、2024年１月18日付で、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2024年１月18日開催の当社取締役会において、（ⅰ）本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2023年11月10日付当社取締役会決議において、本取引に際して設置された特別委員会の意見を最大限尊重したうえ、本取引が当社グループの企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（ⅱ）本売渡株式１株につき1,300円の対価は、本公開買付価格と同一の価格であり、本公開買付価格は、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社及びフェローテックホールディングスから独立した第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳから取得した本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）によれば、本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）における当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限をいずれも上回っており、ＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること、（ⅲ）当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月９日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値885円に対して46.89％のプレミアムを加えた価格、直近１ヶ月間の終値単純平均値738円に対して76.15％のプレミアムを加えた価格、直近３ヶ月間の終値単純平均値773円に対して68.18％のプレミア

ムを加えた価格、直近６ヶ月間の終値単純平均値 777 円に対して 67.31％のプレミアムを加えた価格となっているところ、経済産業省が「公正なＭ＆Ａの在り方に関する指針」を公表した 2019 年６月 28 日以降に公表され、かつ成立した連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例（マネジメント・バイアウトを除く。）50 件におけるプレミアム水準（平均値は公表日の前営業日に対するプレミアム率が 39.20％、過去１ヶ月間が 42.21％、過去３ヶ月間が 41.85％、過去６ヶ月間が 40.22％）との比較においても、相応のプレミアムが付されていると評価することができるものと判断したこと、(ⅳ) 当該価格が、2022 年公開買付価格との関係においても、本公開買付価格は 2022 年公開買付価格と同額であり、本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護の観点からも妥当性を有すると考えられること、(ⅴ) 当該価格が、当社において、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、フェローテックホールディングスとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること、(ⅵ) 当該価格は、下記「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引における取引条件（本取引における公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されていると判断されていること、(ⅶ) フェローテックホールディングスは、本売渡対価の支払いを自己資金により賄うことを予定しているとのことであり、当社としても、フェローテックホールディングスは、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2023 年 11 月９日時点のフェローテックホールディングスの預金残高に係る同月 10 日付残高証明書を提出しており、また、フェローテックホールディングスによれば、同日以降、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、フェローテックホールディングスによる本売渡対価の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断していること、(ⅷ) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(ⅸ) 本公開買付けの開始以降、2024 年１月 18 日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は公正であると判断し、フェローテックホールディングスからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、上記の当社取締役会決議においては、取締役４名のうち、武田明氏を除く利害関係を有しない取締役３名全員が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議いたしました。なお、武田明氏は、フェローテックホールディングスの取締役執行役員を兼務しているため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関するフェローテックホールディングスとの協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の監査役３名全員が上記取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本取引は支配株主による従属会社の買収に該当します。当社及びフェローテックホールディングスは、フェローテックホールディングスと当社の少数株主の皆様の間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付価格を含

む本取引の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し利益相反を回避する観点から、以下に述べる措置を講じております。なお、フェローテックホールディングスは、2023年11月10日時点で当社株式4,722,000株（所有割合：51.00％）を既に所有していたため、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定しておりません。もっとも、フェローテックホールディングス及び当社は、フェローテックホールディングス及び当社において以下①から⑨の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうちフェローテックホールディングスに関する記述は、フェローテックホールディングスから受けた説明に基づくものです。

① フェローテックホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ⅰ）算定機関の名称並びに当社及びフェローテックホールディングスとの関係

フェローテックホールディングスは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、フェローテックホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、フェローテックホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

（ⅱ）当社株式に係る算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにＤＣＦ法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、フェローテックホールディングスはデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから2023年11月９日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー）」といいます。）を取得したとのことです。なお、フェローテックホールディングスは、本意見表明プレスリリースの「② 本公開買付けの背景、目的及びフェローテックホールディングスにおける意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ当社との協議及び交渉を経て本公開買付価格を判断・決定していることや、本「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、フェローテックホールディングス及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる当社株式の１株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	:	738円～885円
類似会社比較法	:	293円～465円
ＤＣＦ法	:	770円～1,156円

市場株価法では、算定基準日を 2023 年 11 月９日として、東京証券取引所グロース市場における当社株式の算定基準日終値 885 円、算定基準日までの直近１ヶ月間（2023 年 10 月 10 日から 2023 年 11 月９日まで）の終値の単純平均値 738 円、直近３ヶ月間（2023 年８月 10 日から 2023 年 11 月９日まで）の終値の単純平均値 773 円及び直近６ヶ月間（2023 年５月 10 日から 2023 年 11 月 10 日まで）の終値の単純平均値 777 円を基に、当社株式１株当たりの株式価値の範囲を 738 円から 885 円までと算定しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業（計７社）の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式１株当たりの株式価値の範囲を 293 円から 465 円までと分析しているとのことです。

ＤＣＦ法では、当社が作成した 2024 年３月期から 2029 年３月期までの事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、フェローテックホールディングスが 2023 年９月上旬から同年 10 月上旬の間に当社に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮してフェローテックホールディングスにおいて調整を行った当社の将来の収益予想に基づき、当社が 2024 年３月期第３四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を、770 円から 1,156 円までと算定しているとのことです。なお、当該事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、対象者の事業計画に基づく合理化・自動化投資等の施策効果による原価低減効果を反映し、2025 年３月期、2026 年３月期及び 2027 年３月期の営業利益において大幅な増益を見込んでいるとのことです。またフェローテックホールディングスが当社を完全子会社とすることにより実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（ｉ）算定機関の名称並びに当社及びフェローテックホールディングスとの関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、フェローテックホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳに当社の株式価値の算定を依頼し、2023 年 11 月９日付で本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）を受領しています。なお、ＫＰＭＧ　ＦＡＳは、フェローテックホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るＫＰＭＧ　ＦＡＳの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、当社は、本「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載した措置等を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、ＫＰＭＧ　ＦＡＳから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

（ⅱ）当社株式に係る算定の概要

ＫＰＭＧ　ＦＡＳは、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社普通株式の価値算定を行っています。複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するためＤＣＦ法をそれぞれ採用して、当社の株式価値を算定しています。ＫＰＭＧ　ＦＡＳが上記各手法に基づき算定した当社株式１株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：738 円から 885 円
類似会社比較法：314 円から 500 円
ＤＣＦ法：1,294 円から 1,666 円

市場株価平均法では、算定基準日を 2023 年 11 月９日として、東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値 885 円、直近１ヶ月間の終値単純平均値 738 円、直近３ヶ月間の終値単純平均値 773 円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値 777 円を基に、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を 738 円から 885 円と算定しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式１株当たり株式価値の範囲を 314 円から 500 円と算定しています。当社と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、株式会社芝浦電子、SEMITEC 株式会社、株式会社チノー、北陸電気工業株式会社及び KOA 株式会社を選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率、時価総額に対する純利益の倍率（PER）及び時価総額に対する純資産の倍率（PBR）を用いて株式価値を算定しています。

ＤＣＦ法では、当社事業計画を基礎として、当社が、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2024 年３月期から 2029 年３月期までの財務予測（以下「本財務予測」といいます。）に基づき、2024 年３月期第３四半期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を 1,294 円から 1,666 円と算定しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられているＣＡＰＭ（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、8.5％から 9.5％を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては、ＰＡ（Ｐｅｒｐｅｔｕｉｔｙ Ａｓｓｕｍｐｔｉｏｎ）法を採用しており、その際、永久成長率については 0.55％から 1.05％を使用しております。

ＫＰＭＧ　ＦＡＳがＤＣＦ法による分析において前提とした本財務予測は以下のとおりです。本財務予測については、本「（２）本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③　当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

なお、本財務予測については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社の事業計画に基づく合理化・自動化投資等の施策効果による原価低減効果を反映し、2025 年３月期、2026 年３月期及び 2027 年３月期の営業利益において大幅な増益を見込んでいます。また、本財務予測は、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、本財務予測及び価値算定には加味されておりません。また、本業績予想修正リリースに記載のとおり、当社は、利益率の高い製品の販売不振の影響及び第３四半期以降に計画されている原価低減活動（資材コストダウン等）による効果刈り取り遅延（受注減少により旧部材と新部材の入れ替えが計画よりも遅れている等）により、2024 年３月期業績予想の下方修正を行っており、2023 年６月 30 日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」から 2024 年３月期の業績予想に変更が生じております。詳細は本業績予想修正リリースをご参照ください。

（単位：百万円）

	2024 年３月期 （６ヶ月間）	2025 年３月期	2026 年３月期	2027 年３月期	2028 年３月期	2029 年３月期
売上高	5,834	12,783	14,158	15,019	16,108	17,064
営業利益	△10	731	1,442	1,896	2,396	2,662
EBITDA	319	1,316	2,189	2,669	3,112	3,347

フリー・キャッシュ・フロー	△569	△412	301	1,378	1,695	1,836

ＫＰＭＧ ＦＡＳは、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＫＰＭＧ ＦＡＳに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、ＫＰＭＧ ＦＡＳは、当社及びその子会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2023年11月９日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、当社の事業計画についてはフェローテックホールディングスとの間の本資本業務提携に基づく事前承諾事項となっておりますが、本財務予測についてはフェローテックホールディングスの事前承諾を受けているものではありません。

③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（ｉ）設置等の経緯

上記「（１）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「（ｉ）フェローテックホールディングスからの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、2023年７月27日開催の取締役会における決議により、いずれもフェローテックホールディングスから独立した委員である木場健夫氏（当社独立社外取締役）、磯巧氏（当社独立社外監査役、公認会計士、磯巧公認会計士・税理士事務所代表）、大村健氏（当社独立社外監査役、弁護士、フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士）の３名から構成される本特別委員会を設置しました（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用しておりません。）。

当社は、本特別委員会に対し、①本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、②本取引における取引条件（本取引における公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか、③本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、④①乃至③その他の事項を前提に、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、⑤当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は、本特別委員会の設置にあたり、当社の取締役会が本取引に関する決定（本公開買付けについて意見を表明することを含みます。）を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重すること、及び本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、当社は本取引に賛同しないことを決議するとともに、本特別委員会に以下の権限を付与いたしました。

(a) 当社の費用にて、本取引に係る調査（本取引に関係する当社の役職員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限

(b) 当社の検討体制（弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを含む。）を承認することができる権限

(c) 当社がフェローテックホールディングスと取引条件等について交渉するにあたり、適時にその状況の報告を求め、重要な局面でその意見、指示及び要請を行う権限

また、当社は、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるＵ＆Ｉアドバイザリーサービス、第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳ及び当社のリーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けています。

（ⅱ）検討の経緯

本特別委員会は2023年９月１日から2023年11月９日まで合計９回、合計約８時間にわたって開催され、本諮問事項に関して、慎重に検討及び協議を実施しました。

本特別委員会は、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、Ｕ＆Ｉアドバイザリーサービスを当社のファイナンシャル・アドバイザーとすること、ＫＰＭＧ　ＦＡＳを当社の第三者算定機関とすること及び瓜生・糸賀法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しました。その上で、本特別委員会は、Ｕ＆Ｉアドバイザリーサービス及び瓜生・糸賀法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、本取引に関する交渉の過程において、本取引の背景・経緯、想定される業務提携の内容を含む本取引によって創出が見込まれるシナジーの有無や本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引における諸条件等についてのフェローテックホールディングスの考えを確認することを含め、重要な交渉上の局面において当社に対して意見を述べております。また、本特別委員会は、当社に対して、本取引に係るフェローテックホールディングスの提案内容を踏まえ、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、事業計画の内容、本取引の意義、本取引によるシナジーの創出、当社事業に対する影響等についての当社としての意見を確認しております。

加えて、本特別委員会は、当社から本財務予測の作成経緯及び内容の説明を受け、本財務予測の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認しております。その上で、上記「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、ＫＰＭＧ　ＦＡＳは、本財務予測を前提として当社普通株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、ＫＰＭＧ　ＦＡＳから、実施した当社普通株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件（継続価値算定の前提としたフリー・キャッシュ・フローを含む株式価値算定の前提となる計画値、ＤＣＦ分析における割引率の計算根拠を含みます。）について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しております。

また、上記「（１）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「（ⅱ）検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社は、フェローテックホールディングスから、2023年10月20日に、本公開買付価格を1,096円（2023年10月19日の終値699円に対して約56.80％のプレミアム）とすることの提案を受けました。これに対し、当社は、同月23日、本公開買付価格については、当社作成の2029年３月期までの事業計画に基づき当社が想定している当社株式の価値に到底及ばないものであることを理由として、再検討の要請を行いました。さらに、当社は、フェローテックホールディングスから、同月26日に、本公開買付価格を1,190円（2023年10月25日の終値671円に対して約77.35％のプレミアム）とすることの提案を受けました。これに対し、当社は、同年11月２日、フェローテックホールディングスに対し、当社の財務予測を基礎とした当社株式価値に関する第三者算定機関の算定結果の見込み及び本特別委員会の助言等に基づき、公開買付価格を少なくともＤＣＦ法により想定される評価額の範囲の下限値として現時点で想定される、概ね1,300円以上とすることが適切であるものと考えている旨、及び、2022年公開買付価格との関係についても、本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護の観点から適切に考慮されるべきであると考えていることを理由として、フェローテックホールディングスの提示する公開買付価格は、当社が適切と考える価格とはなお乖離があると考えており、当社の財務予測及び2022年公開買付価格との関係等を適切に考慮した価格を提示するよう要請を行いました。さらに、当社は、フェローテックホールディングスから、同月６日に、当社の少数株主の利益

及び本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護に十分に配慮し、最大限の増額を図った提案として、本公開買付価格を1,300円（2023年11月2日の終値770円に対して約68.83%のプレミアム）とすることの提案を受けました。これを受けて、当社は、同月８日、本特別委員会の助言等を踏まえ、同日以降の当社株式の市場株価が大幅に上昇するなど、取引条件の見直しを求めることが適切であると当社が判断した場合には見直しを求める可能性を留保しつつ、当該提案価格に応諾する旨を回答いたしました。

これらの交渉経緯において、本特別委員会は、当社のフェローテックホールディングスとの交渉について、随時、当社及びＵ＆Ｉアドバイザリーサービスから受けた財務的見地からの助言、瓜生・糸賀法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて検討を行い、フェローテックホールディングスに確認すべき事項及び当社として主張することが考えられる条件等について適宜意見を述べました。その結果、当社は、2023年11月６日、フェローテックホールディングスから、本公開買付価格を１株当たり1,300円とすることを含む提案を受け、本公開買付価格を、フェローテックホールディングスの当初提示額である1,096円から1,300円にまで、18.61％（小数点以下第三位を四捨五入）引き上げております。

（iii）判断の内容

本特別委員会は、以上のような経緯のもと、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2023年11月９日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a)　答申内容

1. 本取引の目的は合理的と認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する）ものと考える。
2. 本取引における取引条件（本取引における公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているものと考える。
3. 本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと考える。
4. 1. 乃至3. その他の事項を前提に、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益でないと考える。
5. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考える。

(b)　答申の理由

1. 本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の理由から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的と考える。

- 当社から説明を受けた本取引の目的及び必要性・背景事情によれば、フェローテックホールディングスと当社は現時点でも本資本業務提携契約に基づく協業として、FTSSにおけるサーミスタ製造工場の立ち上げに関する技術支援の検討を行い、また、中長期を見据えた当社の構造改革を進めるべく、当社の人員効率化、営業力強化、製品開発力強化、製造の自動化、コスト削減、組織体制見直し、電気・水等の使用量削減といった取り組みを進めており、これらは、当社が2022年3月期を始期、2024年3月期を終期とする中期事業計画“挑戦2023”において掲げるa.事業の成長・拡大、b.競争力の向上及びc.組織・人材力の強化の観点から、いずれも重要な取り組みであると考えられるとの当社の現状認識には合理性があると考えられること。
- 当社において、当社製品のブランド力・技術力や既存の国内顧客との長年にわたる取引関係といった優位性や強みがあるとしても、中国での事業展開にあたり主体的・主導的な役割を担うことは、マネジメント・経営管理に係る人員体制、及び、中国の潜在顧客（現地資本顧客）に対する販売ネットワークの不足等の販売力の観点から相当の事業上のリスクがあるのではないかとの懸念を有しており、当社の企業規模及び直近の業績にも鑑みて多額の投資を行うことには更なる慎

重な検討を要するものと考えているところ、当社の懸念に対し、本取引に関するフェローテックホールディングスからの提案内容及び本取引に関する質問に対する回答において、フェローテックホールディングスからは、本取引による当社の完全子会社化後においては、中国におけるサーミスタ事業に関し、概ね以下のようなフェローテックホールディングスの経営資源の提供を含めたサポートが得られる見込みであることが明らかになったこと。

- 中国におけるマネジメント・経営管理に関し、フェローテックホールディングスグループを構成する子会社の多くが中国に所在しており、フェローテックホールディングスには中国における子会社のマネジメント・経営管理の実績及びノウハウがあると考えられることから、幹部人材の供給を含めた当社の中国でのマネジメント・経営管理体制に関するサポートを得られることが見込まれる。
- 販売ネットワークに関し、フェローテックホールディングスのサーモモジュール等の熱制御製品及びパワー半導体事業の顧客である中国のNEV（New Energy Vehicle）企業とのリレーションをはじめとしたグローバルネットワークを積極的に活用することにより、当社の高品質製品の販売強化に繋がることが見込まれる。
- フェローテックホールディングスのサーモモジュール等については当社と顧客が重なることから、クロスセルによる販売増が見込まれる。
- 資金調達に関し、フェローテックホールディングスグループは103,115百万円（2023年3月31日現在）の現預金に加えて資金調達余力を有していると考えられ、完全子会社化により構造的な利益相反関係が解消された場合には、当社の自動化や生産管理システム（MES、ERP）の導入による近代化投資に関してより柔軟かつ迅速な資金提供等の資金面のサポートを得られることが見込まれる。

・ 本資本業務提携の目的を実現させる上で、本取引により当社がフェローテックホールディングスの完全子会社となることにより、当社とフェローテックホールディングスの構造的な利益相反を解消し、フェローテックホールディングスグループの経営資源の更なる提供を受けることにより、中国におけるサーミスタ事業の実現可能性が高まる結果、当社の事業の成長・拡大、競争力の向上及び組織・人材力の強化を通じて、当社の企業価値向上に資するものと考えるとの当社の認識は、合理的と考えられること。

・ また、当社は、本連結子会社化取引の際には、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の可能性等の上場会社としてのメリットを享受するため、当社株式の上場を維持することを希望していたものの、当社は、本連結子会社化取引以降の市場環境の変化及び当社の直近の業績等を考慮すれば、a.事業の成長・拡大、b.競争力の向上及びc.組織・人材力の強化に対する更なる取組みの加速が急務であると考えてその方法を模索していたところ、フェローテックホールディングスから上記のとおり当社の完全子会社化を前提とする本取引の提案を受けて検討した結果、本取引により当社の企業価値向上が見込まれるメリットを享受するためには、当社株式の上場が廃止されることもやむを得ないと考えるに至ったとの点は、合理的な経営判断であると考えられること。

・ 一方で、フェローテックホールディングスの完全子会社となり、当社株式の上場が廃止された場合には、株式の非公開化によって想定されるデメリットとして、資本市場からの直接的な資金調達を行うことができなくなるといったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるものの、市場環境及び当社の直近の業績を考慮すると、当面の間エクイティ・ファイナンスによる効果的な資金調達は容易でないと考えられること、また上場維持するために求められる体制への対応、コスト負担は年々増しており、フェローテックホールディングスの完全子会社となり非公開化することによってこれらに係る業務及びコスト負担を軽減できること、さらに上記のとおりフェローテックホールディングスグループからの柔軟かつ迅速な資金提供等の資金面のサポートを得られることが見込まれることにも鑑みれば、当社株式の上場が廃止されることによるデメリットは、上記の当社の企業価値向上が見込まれるメリットを上回らないものと考え

た点は、合理的な経営判断と考えられること。

- したがって、本取引によって期待されるメリットはデメリットを上回ると考えられ、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的と考えられる。

2. 本取引における取引条件（本取引における公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか

以下の理由から、本取引における取引条件（本取引における公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているものと考える。

- 当社において、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のために当社及びフェローテックホールディングスから独立した第三者算定機関としてＫＰＭＧ　ＦＡＳを選任し、ＫＰＭＧ　ＦＡＳから本株式価値算定書を取得していること。また、本株式価値算定書の結論に至る算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること。
- 上記算定の前提となっている本財務予測の内容に関する当社からの本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、当社の本財務予測の重要な前提条件及び作成経緯についての説明を受け、それらに照らし不合理な点がないかという観点から本財務予測の合理性を検証しており、結論として本財務予測の内容、重要な前提条件及び作成経緯に照らして合理的であることを確認したこと。
- 当社及びフェローテックホールディングスから独立した第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳから取得した本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、市場株価平均法で738円から885円、類似会社比較法で314円から500円、ＤＣＦ法で1,294円から1,666円と算定されているところ、本公開買付価格である1株当たり1,300円は、本株式価値算定書における当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限をいずれも上回っており、ＤＣＦ法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること。
- 本公開買付価格である1株当たり1,300円は、2023年11月9日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値885円に対して46.89%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値738円に対して76.15%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値773円に対して68.18%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値777円に対して67.31%のプレミアムを加えた価格となっているところ、経済産業省が「公正なM&Ａの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され、かつ成立した連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例（マネジメント・バイアウトを除く。）50件におけるプレミアム水準（平均値は公表日の前営業日に対するプレミアム率が39.20%、過去１ヶ月間が42.21%、過去３ヶ月間が41.85%、過去６ヶ月間が40.22%）との比較においても、相応のプレミアムが付されていると評価することができること。
- 本連結子会社化取引における公開買付価格（1,300円）との関係において、本公開買付価格は本連結子会社化取引における公開買付価格と同額であり、本連結子会社化取引において引き続き当社株式を保有することを選択した株主の利益保護の観点からも妥当性を有すると考えられること。
- 下記3.のとおり、本取引に係る交渉過程等の手続は、少数株主の利益を図る観点から取引条件の公正性を担保するために十分な措置が採られていると評価できるところ、本公開買付価格は、上記利益相反を回避するための措置等が採られた上で、当社とフェローテックホールディングスの間で独立当事者間の取引における交渉過程と同等の交渉過程を経た上で決定されたものであること。
- 以上を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられる。

3. 本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか

以下の理由から、本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと考える。

・　当社が本取引への対応を検討するに当たり、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かを確認することを目的として、当社及びフェローテックホールディングスのいずれからも独立した本特別委員会を設置していること及び本特別委員会の委員全3名は当社の社外取締役及び社外監査役であること。
・　当社において、当社及びフェローテックホールディングスから独立したフィナンシャル・アドバイザーとしてＵ＆Ｉアドバイザリーサービスを、第三者算定機関としてＫＰＭＧ　ＦＡＳをそれぞれ選任し、当社株式の価値算定、フェローテックホールディングスとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、本株式価値算定書を取得していること。
・　当社において、当社及びフェローテックホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして瓜生・糸賀法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けていること。
・　本特別委員会が、当社が選任したフィナンシャル・アドバイザーであるＵ＆Ｉアドバイザリーサービス、第三者算定機関であるＫＰＭＧ　ＦＡＳ及びリーガル・アドバイザーである瓜生・糸賀法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認していること。
・　当社において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、フェローテックホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築したこと。具体的には、フェローテックホールディングスとの兼務者である武田明取締役については、当社における本取引の検討に加わっておらず、本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しないものとしていることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていること。
・　当社とフェローテックホールディングスとの間の協議及び交渉の方針に関して、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーでもあるＵ＆Ｉアドバイザリーサービスから本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下にフェローテックホールディングスとの交渉が進められ、本公開買付価格は、かかる交渉過程を経た上で決定されたものであること。
・　本取引に係る開示書類においては、本特別委員会に関する情報、株式価値算定書の内容に関する情報、その他本取引を実施するに至ったプロセス等に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であること。
・　本取引においては、株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会が確保されることにより、強圧性が生じないように配慮されていること。
・　本公開買付けにおいて、その買付期間は30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であること等から、いわゆる間接的なマーケット・チェックの方法により対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮していること。
・　フェローテックホールディングスは、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定を行っていないが、当社株式 4,722,000 株（所有割合：51.00％）を所有しているため、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限を設定すると、公開買付けの成否が不安定なものとなり、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益

に資さない可能性もあり、また、本公開買付価格の価格水準が妥当であること、本件では充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていなくとも、本取引の公正性が否定されるものではないと考えられること。

・ 以上を総合的に考慮すると、本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

4. 1. 乃至 3. その他の事項を前提に、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記 1. 乃至 3. の他、以下の理由より、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考える。

・ 上記1. 乃至3. までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引の決定が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらず、従って本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること。

5. 当社取締役会が当社株式に対する公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

以下の理由により、上記 1. 乃至 4. を踏まえれば、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

・ これまでに述べたとおり、1. 本取引の目的は合理的と認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する）ものと考えられること、2. 本取引における取引条件（本公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているものと考えられること、3. 本取引に係る手続の公正性が確保されている、すなわち本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと考えられること、4. 上記1. 乃至3. の他、本取引の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられることからすると、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと言え、これに反する事情は現時点において特段見当たらないこと。

④ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及びフェローテックホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてU＆Iアドバイザリーサービスを選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けています。

なお、U＆Iアドバイザリーサービスは、当社及びフェローテックホールディングスの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及びフェローテックホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして瓜生・糸賀法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けています。

なお、瓜生・糸賀法律事務所は、当社及びフェローテックホールディングスの関連当事者には該当せず、本

公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑥　当社における独立した検討体制の構築

上記「（１）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「（ⅰ）フェローテックホールディングスからの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、フェローテックホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築しています。

具体的には、当社は、2023 年７月中旬にフェローテックホールディングスから本公開買付けに関する提案を受領した時点以降、当社とフェローテックホールディングスとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、フェローテックホールディングスグループ各社の役職員を兼任若しくは兼務する、又は同グループからの出向者若しくは出身者である当社の役職員を関与させないことといたしました。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑦　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議のない旨の意見

当社は、ＫＰＭＧ　ＦＡＳから取得した本株式価値算定書（ＫＰＭＧ　ＦＡＳ）、U＆Ｉアドバイザリーサービスからの財務的見地からの助言、瓜生・糸賀法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行っています。その結果、当社は、上記「（１）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、2023 年 11 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記取締役会決議においては、取締役４名のうち、武田明氏を除く利害関係を有しない取締役３名全員が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議いたしました。なお、武田明氏は、フェローテックホールディングスの取締役執行役員を兼務しているため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関するフェローテックホールディングスとの協議及び交渉に参加しておりません。

また、当社の監査役３名全員が上記取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

⑧　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

フェローテックホールディングスは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定したとのことです。フェローテックホールディングスは、公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、フェローテックホールディングス以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、フェローテックホールディングスと当社は、当社がフェローテックホールディングス以外の買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、フェローテックホールディングスは、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公

正性の担保に配慮しているとのことです。

⑨　当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

フェローテックホールディングスは、（ⅰ）本公開買付けの決済の完了後速やかに、フェローテックホールディングスが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定の申立てが確保されない手法は採用しないこと、（ⅱ）株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（フェローテックホールディングス及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

4．本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第２号）

フェローテックホールディングスは、本売渡対価の支払いを自己資金により賄うことを予定しているとのことであり、当社としても、フェローテックホールディングスは、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、2023 年 11 月９日時点のフェローテックホールディングスの預金残高に係る同月 10 日付残高証明書を提出しており、また、フェローテックホールディングスによれば、同日以降、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、フェローテックホールディングスによる本売渡対価の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

5．本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第３号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてフェローテックホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとされているところ、本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第４号）

該当事項はありません。

以上